

令和6年度 被扶養者資格確認調査（検認）について

1. 調査の目的

当健康保険組合は、保険給付適正の観点から被扶養者調査を毎年実施しております。これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかを確認するための調査です。

認定条件を満たしていない家族が認定され続けると、本来負担しなくてもよい費用を健康保険料から支出することになり、当健康保険組合財政の悪化、ひいては保険料率の引き上げにつながる恐れがあります。

なお、調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合、当健康保険組合が定めた日、または事由発生日（就職等）をもって、被扶養者から外れていただきます。

また、**正当な理由がないまま期日までに被扶養者資格確認調査票（WEB）および添付書類をアップロードされない場合にも法令により、被扶養者から外れていただきます。**

その場合、扶養から外れたと認められる日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還いただくこととなりますので、ご注意願います。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 実施方法

『WEB検認システム』を利用し実施します。

『WEB検認システム』の利用についてご不明な点がございましたら「コールセンター」にお問い合わせください。（事業所担当課では対応できません）

3. 実施時期

令和6年12月10日（火）：検認用必要書類一式を送付

令和6年12月16日（月）～システム稼働

令和6年12月16日（月）～令和7年2月14日（金）

※コールセンター利用期間：平日10時～17時（12時～13時、12/27～1/5は除く）

令和7年2月14日（金）：提出期限

4. 実施対象者

① 当組合が定める認定基準を満たしているかを確認する必要がある方

② 子にかかる夫婦共同扶養の実態調査（**郵送で行います**）

【配偶者が被扶養者ではなく、子の認定がある方。（対象者は健保決定）】

※同封いたしました返信用封筒に「子にかかる収入の調査」と添付書類を入れ当健保組合へ送付してください。その際は、封筒裏面に住所・氏名をご記入ください。

5. 実施手順

時期	内容
12月10日(火)	事業主を通じて、必要書類一式(封入済)を被保険者宛に送付します
12月16日(月) ～ 審査完了	<p>WEB検認システムによる入力、書類の提出開始 ※12月16日(月)からコールセンターが利用できます。システム等に関するお問い合わせにご利用ください</p> <p>《審査について》</p> <p>① 当健保組合において「被扶養者資格確認調査票と添付書類」の内容を確認いたします。 《添付書類等の不備等があればメールで被保険者へ連絡》 ※不備の書類は再度アップロードしてください</p> <p>② 「子にかかる収入の調査と添付書類」の内容から、夫婦共同扶養の状態を確認いたします。</p> <p>《審査完了について》</p> <p>① 引き続き被扶養者として確認できた方には、完了メール「適合(扶養継続)」を送信いたします。(子にかかる収入調査の方は除く)</p> <p>② 審査の結果、認定基準外となった被扶養者の方については、被保険者及び事業主へご連絡いたします。 【審査の結果、被扶養者として資格を満たさないことが判明した場合は、扶養から外れていただきますので被扶養者異動届と保険証または資格確認書を事業主経由で当健保組合に提出してください】 <u>※扶養から外れていただく日は当組合が定めた日となります。</u></p>

参考：調査に関する法・関連通達

- ・健康保険法施行規則第50条
- ・厚生労働省保険局長通知保発第1029004号
「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- ・厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号
「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」